

令和2年版環境白書

第3章 地球環境保全の積極的推進

第2節. フロン対策の推進

1. フロン※1対策の推進

(1) 事業目的

フロン類はオゾン層※2破壊の原因物質であるだけでなく、二酸化炭素と比べ100～10,000倍以上の温室効果があることで知られています。フロン規制については、モントリオール議定書※3及びオゾン層保護法による全廃及び生産規制等の措置のほか、冷蔵庫やカーエアコン等の機器の中に充填された形で残っているフロン類についても、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律※4（フロン回収・破壊法）※5」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」、「使用済み自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）」により回収が義務づけられています。

業務用冷凍空調機器を規制対象とするフロン回収・破壊法については、平成19年10月に改正され、製品の整備時におけるフロン類回収義務・報告義務が明確化されたほか、行程管理制度の導入等により製品の廃棄時等における回収強化策が導入されました。しかし、フロン類廃棄時等の回収率は30%台と依然として低調であることに加え、高い温室効果を有する代替フロンの排出量が増加していることや、経済産業省調査で使用中の冷媒フロン類の漏えいが従前の見込みより相当大きいことが判明するなど新たな課題も生じており、更なる対策を講じる必要が出てきました。

こうした状況を踏まえ、平成25年6月に改正フロン回収・破壊法が公布され、名称も「フロン類の使用の合理化及び管理に関する法律」※6と改まり、製品のノンフロン化促進や管理者による機器点検の義務化などフロン類使用製品のライフサイクル全体を対象に対策強化が図られました。

(2) 取組状況

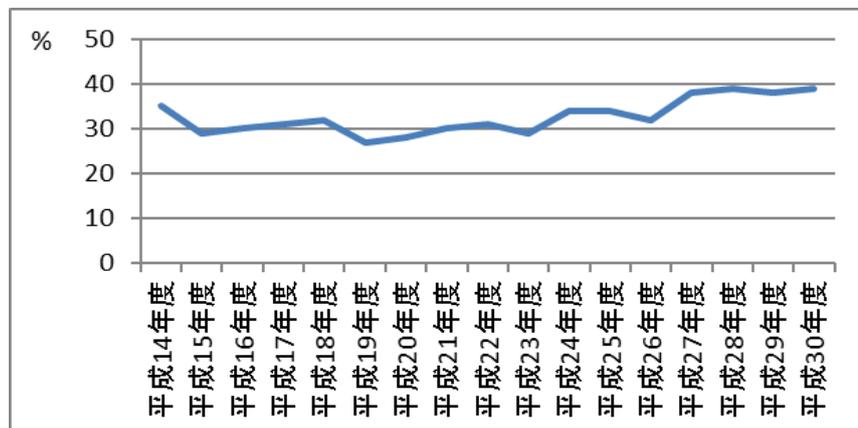
県では、法に基づくフロン類充填回収業者等の登録を行うとともに、適正処理が実施されるよう登録業者や解体工事関係者等への立入・指導を実施しています。

また、フロンの適正管理の必要性について県民、事業者の理解を深めるため、オゾン層保護や地球温暖化防止の観点から、オゾン層保護対策推進月間（9月）に市町村、関係団体等を通じてポスターやパンフレットを配布するなど広く普及啓発を行っています。

表1 第一種フロン類充填回収業者の登録状況（H26～30年度）

	第一種フロン類充填回収業者数
H26	237
H27	274
H28	302
H29	319
H30	343

表2 第一種フロン類廃棄時等回収率の推移



※1. フロン

メタン、エタン等の炭化水素にフッ素及び塩素が結合した化合物の総称のこと。フロンは冷蔵庫等の冷媒やスプレーの噴射剤等に用いられ、大気中に放出されてもそのまま蓄積されるため、地球のオゾン層を破壊する原因であると

※2. オゾン層

強い紫外線による光化学反応で、成層圏に達した酸素（O₂）がオゾン（O₃）に変わり形成されたオゾン濃度の高い大気層で、地上から20～25kmに存在します。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収します。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少している現象が観測され、フロンガス等によるオゾン層破壊が問題となっています。

※3. モントリオール議定書

国際的に協調してオゾン層保護対策を推進するため、オゾン層破壊物質の生産削減等の規制措置等を定めた法律。1987年（昭和62年）に採択され、日本は1988年（昭和63年）に締結しました。当初の予想以上にオゾン層破壊が進行していること等を背景として、これまで6度にわたり規制対象物質の追加や規制スケジュールの前倒し等、段階的に規制強化が行われています。

※4. 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

オゾン層を破壊したり地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊を実施するための措置等を定めた法律。平成18年6月に改正され、機器の廃棄時にフロン類の回収行程を管理する制度が導入されたほか、整備時の回収義務の明確化等が盛り込まれ、平成19年10月1日に施行されました。平成25年6月に改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」と名称が改められました。改正法については、同法参照。

※5. フロン回収・破壊法

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の略称。同法参照。

※6-1. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

平成25年6月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」が改正され、名称も「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」と改められました。同法は平成27年4月に施行され、これまでのフロン類の回収・破壊に加え、フロン類製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が取られるよう、機器使用時におけるフロン類の漏えい防止等が新たに義務化されました。

※6-2. フロン排出抑制法

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の略称。同法参照。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379